

天津大野木マイツ ニュースレター

2005年4月26日

No. 0504

文責：安達 友信

外貨保証つき人民元借入に関する補充通知！！

～外貨担保付き人民元貸付関連問題に関する補充通知について～

2005年3月5日付天津大野木マイツニュースレター（No. 0502）にて、国外機構外貨保証付き人民元貸付に関する新规定（匯発〔2005〕4号）についてご紹介しており、ここで、国外機構の外貨保証による人民元借入れは、「総投資額 - 登録資本金」の制限を受けることをご案内しております。

去る4月15日付けで「[外貨担保付人民元貸付関連問題に関する補充通知](#)」（匯発〔2005〕26号）が交付され、人民元貸付と保証の範囲や外貨担保付人民元貸付の処理原則について記載されており、また先回のニュースレターにて、[国外機構の外貨保証による外貨借入れについては、偶発債務登記を要しないと解説していましたが、今回の補充通知にて「総投資額 - 登録資本金」の制限を受けることとなりました。](#)

「外貨担保付人民元貸付関連問題に関する補充通知」の内容

1. 人民元貸付の範囲

通常为人民元貸付の他、銀行が外商投資企業の為に提供する保証書、貿易融資などの項目における人民元与信限度額等をも含む。

2. 保証の範囲

経営指導念書などの形式で外商投資企業に信用保証をする場合に、この種の信用保証が将来の実際の外貨担保履行及びその外貨買取・売渡問題に係る場合には、偶発債務登記を要する。

3. 外貨担保付人民元貸付の処理原則

(1) 2005年4月1日より前の貸付について

中資銀行の貸付について

- ・偶発債務登記：不要
- ・外貨担保履行後の外債登記：「総投資額 - 登録資本金」の制限なし

その他国内金融機関（外資銀行）の貸付について

- ・偶発債務登記：明確な規定なし

- ・外貨担保履行後の外債登記：貸付金融機関と債務者に適当な処罰を行い、外債登記可能。対外債務が「総投資額 登録資本金」を超える場合、外貨管理局が真実性を審査し、特殊資本項目対外支払いとして債務者の担保履行金の償還を批准することができる。

(2) 2005年4月1日以降の借り換えについて

2005年4月1日以前の国外機構の外貨保証による人民元借入れについて、4月1日以降借り換えする場合、新たな貸付と担保として処理し、債務書は偶発債務登記を要します。

債務者が偶発債務登記を行っていないかまたは行うことができないまま、国外機構が保証履行をした場合、債務人による外債登記は以下の通りとなります。

中資銀行の貸付について

「総投資額 - 登録資本金」の制限なし

その他国内金融機関（外資銀行）の貸付について

貸付金融機関と債務者に適当な処罰を行い、外債登記可能。

この場合、「総投資額 - 登録資本金」の制限なし。

4. 国外機構保証付き外貨貸付について

2005年4月1日以降、国外機構の保証による外貨借入れについても、債務者は外貨管理局にて偶発債務登記を行う必要があり、この場合の限度額は、「総投資額 - 登録資本金 - 既存外債 - 登記済み偶発債務」の範囲内となります。

この偶発債務登記をしていない場合で、国外機構による保証履行がされた後の外債登記については、貸付金融機関と債務者に適当な処罰を行い、外債登記が可能とされています。

前回の新规定及び今回の補充通知により、外債借入れ及び国外機構の保証による借入金（人民元・外貨）については、「総投資額 - 登録資本金 - 既存外債 - 登記済み偶発債務」の制限を受けることとなります。

国外機構の保証を伴わない外貨借入れについては、従来どおり外債登記の必要はなく、つまり、「総投資額 - 登録資本金 - 既存外債 - 登記済み偶発債務」の制限は受けません。

前回の通知で不明確であった部分が補充通知にて明確になったとはいえ、依然資金調達に様々な制限が設けられており、資金調達を行う際にはこれまで以上に事前の対策と準備が必要となります。

以上。